

明治期の佛教における衆生の恩について

池 田 英 俊

明治期の佛教における衆生の恩の觀念は、『大乘本生心地觀經』及び『梵網經』に説かれている四恩及び戒律の教理に基づいて考えられたものである。いま、試みに、四恩に關する主要な資料を掲げてみると、『報四叢談』（佛教雜誌・大内青巒編・一八七四—一八七五）、蘆津實全著『四恩綱宗』（一八九六）、島地默雷・原口針水著『四恩辨』（一八八二）、吉岡信行著『四恩十善談』（一八八五）及び『求化微糧談』（一八七九）卷之三上・下、村上專精著『佛教忠孝編』（一八九三）、鳥尾小彌太編『心地觀經報恩品』（一八八四）及び『護國協會規約解説』（『教學論集』四二編）などがある。その他、四恩十善の語は、明治初期から中期にかけて活躍した佛教者の論著の中に散見することができる。これらの資料において衆生の恩の徳目が特に問題視されたのは次の如き理由によるものであつた。一、變革期における護法思想は、衆生の教導という主旨のもとに、幕藩體制から開放されつつあつた民衆に對して、破邪顯正の視點から佛子としての自覺を促すことを意味するも

のであつた。二、護法を主張した先覺者達は、恩と戒に關する教理に基づいて、佛に對する衆生の分限の明確化を計らんとしていた。三、佛教者は、報恩思想の展開を企圖する場合、その前途には、佛教者が好むと好まざるとにかかわらず爲政者側から示された儒教的な教育倫理——『明治孝節錄』・『幼學綱要』・『教育勅語』——に現われた民衆に對する分限規定の立場と相對さなければならなかつたのである。佛教が世俗倫理に對して如何なる態度を示すかということは、明治期の佛教に對して考察をすすめる上に着目されなければならない重要な問題點であつたのである。そこで、まず、本稿は、前掲の資料における衆生の恩が如何なる内容のものであつたかを検討し、更に、これらの思想的立場が近代社會の發展を促進せしめる方向に機能する可能性を有していたか否かという問題についても解明の糸口を見出すことを目的とするものである。

四恩に報ずるといふ主旨のもとに刊行された『報四叢談』の中で大内青巒は、四恩における各徳目について次のように

説明している。

「蓋シ其父母ニ報スル者ハ此生ヲ全ウスルニ始リ、聖賢ニ報スル者ハ斯道ヲ履テ而シテ違ハサルニ本キ、四海ノ兄弟ニ報スル者ニ相濟ケ相養スルノ術ヲ盡スヲ要シ、國君ニ報スル者ハ國憲ヲ遵守シ權義ヲ保全シ以テ國力ヲ維持スルヲ務ム」（『報四叢談』一號）

明治七、八年代における進歩的な佛教者にとつて自由民権論は、一大關心事であつた。かかる時代的風潮をいちはやく察知した進歩的な佛教者達は、衆生の恩と人權論との結びつきを説くことによつて、文明開化の氣運に應ぜんとしていたのである。本誌に掲載された啓蒙的な内容のもつた諸論文は、多くの佛教者に影響を與えている。とりわけ、衆生の恩は、「人民交際の恩」という語によつて表現されたのであつた。

また、明治十年代・二十年代は、佛教關係の信仰の結社が創設せられた時期であつた。本稿において扱う諸資料は、この時期に創られた信仰の結社の指導要綱として書かれた場合が多い。たとえば、白蓮會、酬恩社、四恩會、護國協會などである。したがつて、その内容は、結社の主旨を讃同する民衆の報恩行爲を全面的に規定するという形態において表明されている。從來の宗派の立場を超えることによつて、あらたに『大乘本生心地觀經』における四恩と禪との結びつきにおいて宗旨の別立を企圖したのは蘆津實全の『四恩綱宗』であつた。島地默雷・原口針水は、『四恩辨』を著わし、淨土信

仰を基盤とする信仰の結社「酬恩社」・「白蓮會」の指導理念の確立を企圖している。吉岡信行は、四恩と十善戒との結びつきを明確化し、特に衆生の恩については身口意の三業との關係において詳説している。鳥尾小彌太は「護國協會」を創設し、その信仰の結社における實踐要旨を四恩十善の教理に求めている。居士佛教は、明治期の佛教における一特質であり、信仰佛教展開の一礎石となつた。村上專精著『佛教忠孝編』は「教育と宗教の衝突論」（『佛教忠孝編』自序一―十二頁）を契機として著わされたものである。内村鑑三にかかわる教育と宗教の衝突事件は、教團佛教の側からは感情的なキリスト教批判の形で意見が提出されたのに對して、專精は、思想史の根本的な問題を究明するという態度で臨んでいる。

衆生の恩の觀念は、以上の如き思想的な傾向を背景として展開されたのである。先ず、『報四叢談』について検討してみると、四恩は、西歐文明の影響による啓蒙活動の一環として考えられたものであり、人權論の立場から衆生の恩が強調せられたのである。しかし、このような立場に立つての思想活動は、必ずしも、教理に對する深い省察がなされた上での發言ではなかつた。ただ、島地默雷の場合は、『報四叢談』の廢刊後においても一貫した報恩思想の展開が行われるが、その立場は、思想的な背景の乏しい文明論の觀點においてはなく、むしろ、眞宗派における宗學の據點に立つて唱導

せられたのである。かれは、四恩の中から「三寶の恩」と「衆生の恩」とを取り上げ、前者を「大悲攝化ノ恩」——「本門彌陀佛ノ大悲ヲ指ス」（『四恩辨』一四帖裏一五帖表）——とし、後者を「人民交際の恩」——「心地觀經ノ衆生ノ恩ト云、今ハ其意味ヲ取ル」（同二七帖裏一八帖表）——と理解することによつて民衆教化の方針を規定せんとしている。『白蓮會要旨』の中で默雷は一には佛恩を報謝せんがためなり、二には無緣衆生の佛縁を開通せんがためなり、三には我等相共に歸命の一心を以て佛界に往生する陀力念佛を愛嘗せんがためなり（『明教新誌』二〇九號）と述べている。したがつて、「國王の恩」及び「父母の恩」は、「人民交際ノ恩ト云ヘルハ總ジテ衆恩ヲ該稱スル者也」（『佛教演說集誌』）という立場から「衆生の恩」の徳目の中に含ませしめられている。更に、同會要旨は、「警誡すべきもの十條」を掲げ、十善戒の主旨に従つて民衆の報恩行爲を規定している。また同時に默雷は、阿彌陀佛に對する衆生の分限を明確に規定せんとしている。

「自力自頼ノ心ヲ棄テ、佛願ニ乗托シヌレハ、身心我所有ニ非ズ、全ク彌陀攝取光中ノ起臥ニシテ、所作ノ經營ハ、皆是佛恩報謝ノ作業ノミ、豈自己ノ爲ニ動作スルノ謂アラランヤ」（『四恩辨』二七帖表）

しかし、默雷は、報恩思想を展開するにあたつて「自己ノ度量ニ相應スル一行ヲ以テ衆恩ニ酬ユルニ足ル」（同二七帖表）

明治期の佛教における衆生の恩について（池田）

という立場から報恩行爲の易行性を強調することによつて「四海八紘同志兄弟交際ノ相愛シテ以テ酬恩世界ヲ興隆セン」（同六帖）ということを目指していたのである。即ち、『四恩辨』において默雷、針水は、「三寶の恩」に報ずることによつて惡業の輪廻から自己を解放し、「衆生の恩」に報ずることによつて自己と同様に苦惱する人々に對する救済の必要を主張していたのである。

『四恩綱宗』を著わした蘆津實全は、四恩綱宗を別立せんとする主旨について次のように言う。

「夫佛祖要道。在_二心法_一。爰論_二教内外_一焉。故吾心地法門。四恩綱宗。不_レ問_二教内外_一之別。但使_二衆生明_二心法_一。成佛得道之妙法皆取_レ之。（中略）此經題_二心地觀_一。其文亦頓說_二如來心地法門_一。令_二一切衆生直明_二心法_一。最適切故也。」（『四恩綱宗』三帖表裏）

實全は、報恩とは一切衆生に對して如來の心地の法問を理解せしめることであるという立場に立つていた。そのために、かれは、「古來敎家、動以_二四恩_一爲_二淺近_一。可_レ謂_二大錯_一矣。是實佛敎之第一義諦也。（中略）蓋佛敎之行也。其要在_二濟度衆生_一耳。」という立場から四恩について説明している。『四恩綱宗』における「衆生の恩」の内容は『大乘本生心地觀經』報恩品卷第二にみられる如き過去世における親子關係を語ることによつて、現在の自己の存在を認識し、報恩行爲の廣がりをお説くということであつた。かかる立場から實全は、「今也

與海外交通。萬邦人種雜居期近。須使勉彼等開發其佛性焉。彼等亦是前世父母兄弟。以道報衆生恩」（同一五帖）と述べて「衆生の恩」の廣がりについて説明している。また、かれは、「衆生の恩」が儒教倫理と區別される必要があることを述べている。

「獨至於言衆生有恩者。世教所未道而。佛乃說破之。世教所說止於一世。故其論不遇謂於朋友有信。（中略）要只不過現世之交誼也。故不言有恩而謂友誼交情。今言有恩者。是以亘於三世而提挈扶持也。」（同一四帖表）

默雷が淨土教學の立場から「衆生の恩」について闡明にしたのに對し、實全は、天台及び禪の教學を立脚地として「衆生心」の眞義を見出そうと努めている。

吉岡信行は、『四恩十善談』及び『求化微糧談』において「四恩心地觀經所說十善者華嚴及梵網所說也諸緣六度無不由之者」（『四恩十善談』序）と求へ、佛の「大恩ヲ報ンガ爲ニ誓テ身ニ殺盜邪淫ヲ戒ン口ニ惡口。兩舌。綺語。妄語ヲ戒ン。意ニ貪瞋邪見ヲ戒ン。諸惡莫作。衆善奉行自淨吾意。是諸佛教」（同一帖裏二帖表）という立場に立つてこそ始めて「衆生の恩」の全きを期することができるとしている。信行は、四恩と十善戒とが佛教における重要な教理であるという理解に立つて「十二分教内ニ四恩報道ト十善戒法ヲ撰ヒ取テ今世後世ノ習學修行トス」（同一帖表）とし、十善業道こそ正しく

「末世ホド時期相應教也」（同一帖裏）と考えていたのである。そこで、恩と戒は、信行によつて「誠ニ衆生ノ恩ヲ辨ヘテ菩提心ヲ起シ不殺生戒ヲ持テ務メテ放生ヲ行シ玉ヘ」（『求化微糧談』卷之三下三一帖）という形で説かれている。かかるかれの發想法は「凡夫ノ衆生恩ヲ報スルモ大乘菩薩ノ一分ノ淨行也」（同一三帖表）ということによるものであり、このような立場は、慈雲尊者飲光の主張する「隨分の正法」という考え方をそのまま繼承するものであつた。信行は、世俗倫理に對して「衆生の恩」の立場から次の如く批判している。

「今世ノ人ハ衆生ノ恩ノ間ニ養ハレテ衣食住メ生涯ヲ終フ誰カ佛教ノ衆生恩ト説玉ヘルヲ辨ヘザル者アラシヤ必ス應分ノ衆生恩ヲ報スヘシ、凡ソ世儒ノ學ハ人倫交際ノ道ニメ未タ具サニ衆生恩ヲ報ジ盡ス法ニ非ス故ニ善ヲ竭メ未レ罄仁ト云フヘシ、並ニ神道ノ學ハ敬神孝事ノ道ナレ未タ細カニ衆生恩ヲ報盡ス法ニ非ス故ニ智ヲ竭メ未レ罄德トヤ云ン、ソノ故索ントナレハ其犧牲ヲ剖炙メ先祖ヲ祀ル如キ只禮ヲ存メ仁ヲ以ホスト云フヘシ」（同一二帖表・裏）

信行の思想に見られる一特性は、『大乘本生心地觀經』・『華嚴經』・『梵網經』の中から四恩十善についての教理を撰擇し、特に、「衆生の恩」が「大乘菩薩ノ一分ノ淨行」という視點から展開せられたことである。

鳥尾小彌太は、四恩を「大乘本生心地觀經」に求め、十善

を慈雲尊者飲光の「人となる道」に求めて思想活動を行つて
いる。かれは、佛法を求めつづけた結果「四恩ヲ報ヒ十善ヲ
行スルノ外ハ一事ナキコトヲ明ラム、三十年ノ工夫ヲ積テ四
恩ヲ知り、十善道ヲ知ルトハ實ニ愚ノ至リナリ」(『教學論集』
四二編)ということを述懐している。かれは、護國協會の會
員のために『心地觀經報恩品』を印施している。護國協會の主
旨は「安心立命、各任其所信宗義。一事皆以レ報ニ四恩即爲
ニ協會實踐之要旨」(同三二編)という内容のものであつた。

かれの思想に現れた護國の觀念は、四恩十善の立場から「正
法ヲ以テ佛土ヲ建立スル」(同四二編)ことを意味するもので
あつた。そこに、居士佛教としての特質を見ることができる。

村上專精の『佛教忠孝編』は、「其忠孝論は日本に來りて
生長したるもの乎、又佛教固有の性質なるもの乎、耶蘇教の
性質と一致すべきものか、此疑問を明晰にして世に告發すへ
き實に目下の急務とはなれり」(『佛教忠孝編』自序一帖表)
という觀點から著わされている。かれは、この問題について
論述するにあたつて、百一點の經律論及びシナの古典・キリ
スト教關係の典籍の中に恩に關する教理を求めんとする學究
的な態度をとつていた。しかし、二十年代における國家主義
の臺頭という歴史的な狀況下において行われたこの論著は、
爲政者側から提出された儒教的な教育倫理にみられる恩―忠
孝―の觀念と佛教における報恩思想との結びつきを明らかに

することを目的とするものであつた。しかしながら、かれの
學問研究の態度は、諸資料に基づいて論述が進められるに従
つて、兩者の思想的な立場が根本的に相違するものであるこ
とを資料自身によつて語らせしめるという結果に終つてしま
つたのである。專精は、恩と戒の關係について「五戒十善ノ
如キハ何ニ由テ爲シ得ルカ問ハバ、一言ヲ以テ云ハ、恩ヲ
知ルニ由テ爲シ得ル報恩ノ行爲ナリ」(同八頁)と述べてい
る。以上、「衆生の恩」の徳目は、四恩の體系において如何
なる比重をもつものであるかということについて検討され
た。その結果、われわれは、「衆生の恩」が「三寶の恩」と
表裏一體となつて思想活動の上に現わされていつたことを知
つた。しかも、兩徳目は、典型的な報恩行爲として十善戒の
履踐を志向する場合が多かつた。かかる立場において主張さ
れた「衆生の恩」は、二十年代における思想界を支配しよ
うとしていた儒教的な教育倫理とは立場を全く異にするもの
であつたのである。

本稿において掲げた諸資料は、近代社會の形成と佛教倫理
の視點に立つて検討されるとき、そこに、なお多くの批判を
まぬかれない點があるにしても、ともかく、二十世紀初頭
において開華された革新的な傾向をもつた佛教の思想活動に
對して精神的な基盤を提供していくという事實については誰
も否むことはできないであらう。